あなたの意見を市政に反映

第４期
守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）
への意見を募集します！

市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らすことができる地域づくりを進めるために策定した「第３期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が令和８年度で終了します。

そのため、守谷市と守谷市社会福祉協議会では「第4期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（案）を策定しました。

この計画の策定に当たりましては、市民の皆さんの御意見を考慮したうえで最終的に決定しますので、計画（案）に対する皆さんの御意見を下記のとおりお寄せください。皆さんからお寄せいただいた御意見の内容、それに対する本市の考え方や修正内容についても公表いたします。

【案の公表期間及び意見募集期間】

令和8年11月13日（金）から令和8年12月13日（日）まで

【案の入手方法】

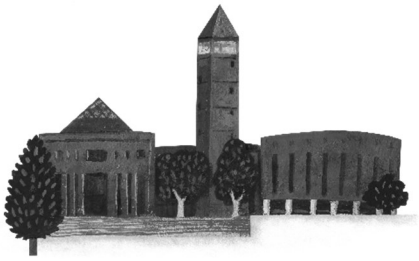
■ 閲覧・配布

市役所社会福祉課、市役所総務課、文化会館、保健センター

■ インターネット

守谷市ホームページ

https://www.city.moriya.ibaraki.jp/shisei/koho_koucho/1005485/1012851.html



【公表案】

・第4期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）※

※第4期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の考え方

第4期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、市民の誰もが安心して幸せに暮らせるよう、支え合い助け合いながら共に地域福祉を育むことができるまちづくりを推進するものです。「支え合い助け合う地域づくり」、「生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」の3つの基本目標を掲げ、「市民・地域」、「市」、「社会福祉協議会」が互いに連携し合って、取組を進めていくこととしています。

【意見を提出できる方】

・守谷市内に住所がある方
・守谷市内に事務所又は事業所がある方及び法人や団体
・守谷市内の事務所又は事業所に勤務している方
・守谷市内の学校に在学している方
・守谷市に対し納税義務がある方及び法人や団体
・上記のほか、本事案に利害関係がある方及び法人・団体

【意見の提出方法】

意見書には、提出者の住所・氏名・電話番号を必ず記入して、次のいずれかの方法で提出してください（意見書の様式は特に問いません）。

■ 直接持参
守谷市役所　社会福祉課　社会福祉グループ（市役所1階）まで書面で提出

■ 郵便（はがき又は封書）
〒302−0198 守谷市大柏950番地の1
守谷市役所　社会福祉課　社会福祉グループ宛て

■ FAX
0297−45−6527（市役所　社会福祉課　社会福祉グループ）

■ 電子メール
s.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp

※提出いただいた意見等の概要につきましては、公共施設窓口及び守谷市ホームページにて公表させていただきます。ただし、個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど）は表記しません。
また、提出いただいた意見及び個人情報については、この目的以外には使用いたしません。

パブリック・コメントは、いただいた御意見や情報の内容を考慮して施策等の策定を行うものであり、施策等の賛否を問うためのものではありません。

【問い合わせ先】

守谷市役所　社会福祉課　　社会福祉グループ
〒302−0198 守谷市大柏950番地の1
TEL 0297−45−1111　　内線 162
FAX 0297−45−6527
電子メール　　s.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp